

自動車運転者の「改善基準告示」等の主な内容

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 8 時間 下限が週 2 回まで可。その場合、運行終了後 12 時間以上 を確保。	原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 2 回までが目安 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 16時間が週 2 回まで可。	(原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 284 時間以内 (例外) 年 3,400 時間以内 かつ 月 310 時間以内 ※ 1 月の時間外・休日労働が 100 時間未満となるよう努める	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (その他個別の規定あり)
タクシー 	継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	(日勤) 月 288 時間 以内	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例
バス 	継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	(原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) 年 3,400 時間以内 かつ 月 294 時間以内 など ※ 4 週平均の基準も選択可	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 ・ 軽微な移動が生じた場合の特例

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。
 ⇒ 時間外労働：年960時間以下（令和6年4月1日適用）